

北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付要綱(平成28年北栄町告示第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助対象事業) 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす事業とし、前条に規定する補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属している者に対し、各対象設備の申請回数はそれぞれ1回限りとする。ただし、太陽光発電システムについては、太陽電池モジュールの最大出力値の合計が<u>5kW</u>に達するまで複数回申請することができるものとする。 (1)及び(2) 略 2 略 (補助金の交付の申請) 第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置工事着手前に北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 対象設備の設置工事着手前の現況写真</u> <u>(8) 略</u> 2～4 略 (実績報告) 第14条 補助事業者は、対象設備の設置を完了した日から起算して、30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに、北栄町創エネルギー等設備設置費補	(補助対象事業) 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす事業とし、前条に規定する補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属している者に対し、各対象設備の申請回数はそれぞれ1回限りとする。ただし、太陽光発電システムについては、太陽電池モジュールの最大出力値の合計が<u>4kW</u>に達するまで複数回申請することができるものとする。 (1)及び(2) 略 2 略 (補助金の交付の申請) 第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置工事着手前に北栄町創エネルギー等設備設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 略</u> 2～4 略 (実績報告) 第14条 補助事業者は、対象設備の設置を完了した日から起算して、30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに、北栄町創エネルギー等設備設置費補

助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 対象設備の設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅等全体の写真

(6)及び(7) 略

2 及び 3 略

別表(第4条、第6条関係)

対象設備	対象設備要件	補助金額
太陽光発電システム	略	太陽電池モジュールの最大出力値(単位はkWとし、小数点第3位を切り捨てる。)に3万6千円を乗じて得た額又は補助対象経費に3分の1を乗じて得た額のうちいずれか低い額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で <u>18万円</u> を限度とする。
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略

助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 対象設備の設置状態を示す写真(設置前・設置後)及び対象設備が設置された住宅等全体の写真

(6)及び(7) 略

2 及び 3 略

別表(第4条、第6条関係)

対象設備	対象設備要件	補助金額
太陽光発電システム	略	太陽電池モジュールの最大出力値(単位はkWとし、小数点第3位を切り捨てる。)に3万6千円を乗じて得た額又は補助対象経費に3分の1を乗じて得た額のうちいずれか低い額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で <u>14万4千円</u> を限度とする。
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略